

上下水道料金改定に関する Q & A 目次

Q 1. なぜ料金改定が必要なのですか。	1 P
Q 2. いつから料金が変わりますか。	
Q 3. なぜ水道料金の体系（料金表の仕組み）を用途別から口径別にしますか。	
Q 4. 基本水量を 1 m ³ に変えるのは、どうしてですか。	
Q 5. 水道メーターの口径によって、基本料金が違うのはなぜですか。	
Q 6. 自宅の水道メーターの口径がわからないのですが、確認する方法はありますか。	
Q 7. 水道メーターの口径を小さくすることは可能ですか。また、必要が生じたときは、再度大きくすることはできますか。	
Q 8. 令和 6 年 6 月から水道料金、下水道使用料はどのように計算されるのですか。	2 P
Q 9. 水道料金の請求金額が上がる人と下がる人がいますが、どうしてですか。	
Q 10. 上下水道料金がどれくらい変わるか確認したいです。	
Q 11. 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか。	
Q 12. 今回、料金改定をしても、また将来変わりますか。	3 P
Q 13. 水道施設等の毎年の更新費用はいくらですか。	
Q 14. 水道施設の老朽化等は以前から把握していたと思いますが、もう少し早めに積立をしたり、段階的に値上げをしたりは出来なかったのですか。	
Q 15. 今回、下水道使用料を増収する改定をしないのはなぜですか。	
Q 16. 下水道使用料は改定率が 0 % ですが、早見表を見ると自分の家庭では下水道使用料が上がる見込みです。なぜですか。	
Q 17. 改定後、水道と地下水を両方使用（併用）している家庭の下水道使用水量（汚水量）の計算方法は、具体的にはどうなりますか。	4 P
Q 18. 下水道使用料について、水道と地下水を両方使用（併用）している家庭とはどのような家庭をいうのですか。	

上下水道料金改定に関する Q & A

Q 1. なぜ料金改定が必要なのですか。

A 1. 水道事業会計、下水道事業会計はそれぞれ独立採算が原則です。

水道事業においては、水道管や浄水場などの施設の老朽化に伴う今後の更新費用を確保するために料金改定が必要です。また、改定に伴い、料金の体系を見直しました。

下水道事業においては、使用料全体での値上げはしませんが、利用者間の公平性を図るため、料金表を見直しました。（Q & A 15 参照）

Q 2. いつから料金が変わりますか。

A 2. 令和 6 年 6 月から新しい料金表が適用されます。偶数月に検針しているため、実際に請求金額が変わるのは令和 6 年 8 月の請求からになります。（下水道のみ使用している方や毎月検針の方、6 月検針以降に閉栓等により精算した方は、7 月からの請求になります。）

Q 3. なぜ水道料金の体系（料金表の仕組み）を用途別から口径別にするのですか。

A 3. 近年の使用形態の多様化により、用途の判断が難しくなっているため、水道メーターの口径の大きさにより客観的に判断できる口径別の料金体系としました。

Q 4. 基本水量を 1 m³に変えるのは、どうしてですか。

A 4. 人口減少や高齢者世帯の増加などで、今後基本水量に達しない世帯の増加が見込まれることから、使用水量（汚水量）に応じた請求とするためです。

Q 5. 水道メーターの口径によって、基本料金が違うのはなぜですか。

A 5. 口径の大きさにより、一度に使用できる水量が違うことから、利便性に応じて基本料金が異なります。参考として、潟上市では建物内の蛇口の数が 7 栓までの場合は 13 mm、それ以上の場合は 20 mm の口径を推奨しています。

Q 6. 自宅の水道メーターの口径がわからないのですが、確認する方法はありますか。

A 6. 2 か月に一度配布している検針票の右上部に記載していますので、ご確認をお願いします。詳しい確認の方法は市ホームページ「[**検針票の見方**](#)」の③をご確認ください。

Q 7. 水道メーターの口径を小さくすることは可能ですか。また、必要が生じたときは、再度大きくすることはできますか。

A 7. 水道メーターの口径を小さくすることは可能です。ただし、使用水量に合わせた適切な大きさの口径から小さくすることは、水の出が悪くなる可能性があります。また、修繕にかかる工事等の費用はお客様負担となります。

一度口径を小さくし、再度口径を大きくする場合は、自費での工事費用のほかに、水道加入金（水道メーター等の給水装置を設置する際の料金）の差額をご負担いただくことになるため、今後の使用見込みや状況を十分検討の上判断してください。

Q 8. 令和 6 年 6 月から水道料金、下水道使用料はどのように計算されるのですか。

A 8. 新しい水道料金、下水道使用料の料金表を基に計算します。例を挙げると以下の計算方法になります。

(例) 水道、下水道を利用しており、水道メーターの口径が13mm、使用水量が月12m³の場合

●水道料金（税込）

「基本料金」 (1m ³ まで)	+	「従量料金」 (2～5m ³) 99円×4m ³	+	「従量料金」 (6～10m ³) 220円×5m ³	+	「従量料金」 (11～12m ³) 242円×2m ³	=	水道料金計
847円		396円		1,100円		484円		2,827円

●下水道使用料（税込）

「基本料金」 (1m ³ まで)	+	「従量料金」 (2～10m ³) 55円×9m ³	+	「従量料金」 (11～12m ³) 176円×2m ³	=	下水道 使用料計
935円		495円		352円		1,782円

水道料金 2,827円 + 下水道使用料 1,782円 = **請求金額 4,609円**

Q 9. 水道料金の請求金額が上がる人と下がる人がいますが、どうしてですか。

A 9. 料金体系（料金表の仕組み）を変えたためです。

これまでの料金は、口径の大きさが同じでも水道を使用する用途（家庭用や営業用など）により、基本水量および料金が異なっていました。例えば口径が13mmの家庭用の場合、水量5m³までは基本水量として一律で同じ基本料金をいただいていた。

今回の改定では口径ごとに料金を設定し、また、基本水量を1m³に変更します。このため、使用者の今までの用途や使用水量によって改定率が異なり、請求金額が増減する場合があります。

Q 10. 上下水道料金がどれくらい変わるか確認したいです。

A 10. 市ホームページに各口径ごとの水道料金、下水道使用料（市町村設置型浄化槽使用料を含む）、水道料金と下水道使用料を合算した金額の**早見表**を掲載していますので、検針票を参考にご確認ください。詳しい確認の方法は市ホームページにも記載していますので、そちらもご確認ください。

Q 11. 水道料金を改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか。

A 11. これまでも、無駄なく水道水を供給できるよう水道の本管の漏水修理や複数箇所の浄水場の集約など、経費削減の取り組みをしてきましたが、今後の老朽化に伴う更新費用は多額の財源を必要とするため、今回の料金改定に至りました。ご理解頂きますようよろしくお願いします。

Q 1 2. 今回、料金改定をしても、また将来変わりますか。

A 1 2. 料金の見直しについては、一般的に3～5年で見直しすることが望ましいとされています。今回の料金改定は令和6年度から5年間の期間で算定しています。このため、令和11年度に再度見直しをし、改定率を判断します。令和5年度現在の水道事業のシミュレーションでは人口減少に伴い料金収入が減るため、今回改定をしても令和12年度には収支がマイナスとなり、料金の改定が必要となる見込みです。社会情勢や景気状況により、慎重に判断します。

また、下水道使用料の見直しについては、施設の更新計画策定後のタイミングでも試算します。

Q 1 3. 水道施設等の毎年の更新費用はいくらですか。

A 1 3. 毎年5億円程度の規模で更新を行う計画です。施設の状況や更新計画については、潟上市新水道ビジョンに掲載していますのでご覧ください。

Q 1 4. 水道施設の老朽化等は以前から把握していたとは思いますが、もう少し早めに積立をしたり、段階的に値上げをしたりは出来なかったのですか。

A 1 4. 各年度の利益に応じて建設改良のための積立をしていますが、これまでも浄水場等の大規模の建設改良工事を行っており積立金の残高が少ない状態です。

また、料金改定の時期については、合併により各地域で異なっていた水道料金を統一するために、段階的な料金改定を行い、平成31年4月に統一しました。市民の皆様になるべく安い料金で水を供給したいと考え、値上げについては慎重に検討してまいりました。

本市の水道事業は、現状はおおむね毎年黒字となっていますが、今後の大規模な更新を賄えるほどの積立がなく、現状の収益のままでは安定した水道事業の継続が困難になりますので、今回の改定に至りました。ご理解いただきますようよろしくお願いします。

Q 1 5. 今回、下水道使用料を増収する改定をしないのはなぜですか。

A 1 5. 下水道事業についても、資金不足が生じていることから本来は使用料改定が必要です。しかし、令和14年度には資金不足が解消される見込みであることや、昨今の物価上昇、水道料金の値上げの優先性を考慮すると、下水道使用料を増収する改定は、市民生活や企業経営に大きな影響を与えることが想定されるため、今回の改定は見送ることとしました。

Q 1 6. 下水道使用料は改定率が0%ですが、早見表を見ると自分の家庭では下水道使用料が上がる見込みです。なぜですか。

A 1 6. 基本水量を10㎡から1㎡に下げ、また、水道と地下水を両方使用（併用）している家庭の使用水量の算定方法の見直しを行います。これに伴い、各家庭での下水道の使用状況に応じて使用料が上がる場合と下がる場合が生じます。

これは、使用者間の公平性を確保するために行う改定であり、使用料全体での改定率は0%となるよう調整しています。ご理解いただきますようよろしくお願いします。

Q 1 7. 改定後、水道と地下水を両方使用（併用）している家庭の下水道使用水量（汚水量）の計算方法は、具体的にはどうなりますか。

A 1 7. 例を挙げると以下の計算方法となります。

（例）4 人家族、水道の使用水量が月12m³の場合

以下の①と②を比較して大きい水量を下水道の使用水量（汚水量）として認定します。

①「水道メーターの水量」＋「世帯人数1人当たり1m³の水量」の場合

$$12\text{m}^3 + (4\text{人} \times 1\text{m}^3/\text{人}) = 16\text{m}^3 \cdots \text{①}$$

②地下水のみの認定水量（世帯人数1人当たり6m³の水量）の場合

$$4\text{人} \times 6\text{m}^3/\text{人} = 24\text{m}^3 \cdots \text{②}$$

①（16m³）と②（24m³）を比較すると②（24m³）の方が大きいため、24m³を下水道の使用水量（汚水量）として認定します。

Q 1 8. 下水道使用料について、水道と地下水を両方使用（併用）している家庭とはどのような家庭をいうのですか。

A 1 8. 宅内で水道と地下水の両方を下水道に流している家庭のことをいいます。

○「水道と地下水を両方使用」に該当しない例

（例）水道と地下水を両方使用しているが、宅内の蛇口が水道水で、外の蛇口が地下水の場合。（地下水を庭や畑の水やりにはしか使用しない場合、地下水は下水道へ流れないため、地下水分の下水道使用料はかかりません。）